

**東御市事業者感染防止強化支援交付金の支給のお知らせ**

東御市

新型コロナウイルス感染症が長期化し、人流が抑制され続けていることにより、打撃を受け続けている市内事業者の感染症対策等にかかる費用負担を軽減するため、次のとおり支援金を支給します。

**１　支給対象者**　令和３年11月14日時点で市内の店舗等において営業する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）で、今後も営業を継続する意思がある下記のいずれかに該当する方

**(1) 飲食業事業者**食品衛生法施行令の許可を受けた飲食店営業及び喫茶店営業

**(2) 旅館業事業者**旅館業法の許可を受けた旅館業

**(3) 住宅宿泊事業者（民泊）**住宅宿泊事業法の届出をした住宅宿泊事業

**(4) タクシー事業者**道路運送法第３条第１号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（タクシー事業者。ただし、福祉輸送事業限定を除く）

**(5) 運転代行事業者**自働車運転代行業の業務の適正化に関する法律第４条に基づき長野県公安委員会の認定を受けている者。

**(6)卸売事業者**11月14日時点で営業している飲食店等と継続的な取引の実績がある事業

※　公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う方、暴力団員及び暴力団関係者、市税等に滞納がある方は対象外です。

**２　支援金の額　１事業者につき10万円（１回限り）**

**３　申請の方法と必要な書類**

　　　次の書類を揃えて、提出先まで提出（郵送可）してください。申請様式は、市公式ホームぺージからダウンロードするか、下記の申請書提出先又は東御市商工会でお配りしています。

(1)　（様式第１号）東御市事業者感染防止強化支援交付金交付申請書及び実績報告書（請求書）

(2)　営業許可書の写し（住宅宿泊事業者の場合は住宅宿泊事業者標識の写真）

(3)　通帳等の写し（振込先口座情報が分かるもの）

(4)　店舗で営業していることがわかる写真（店舗外景写真など）

(5)　11月14日時点で営業している飲食店等と継続した取引をしていることが確認できる書類（卸売業のみ）

※　その他、営業内容を確認するために必要な書類の添付を求める場合があります。

**４　申請期間**　令和３年11月15日(月)から**令和４年１月15日(金)まで（当日消印有効）**

**５　申請書提出先**

郵便番号：389-0592（事業所の個別郵便番号）

　　　　　住 所 等：長野県東御市県281番地２　東御市産業経済部　商工観光課　商工労政係

**６　その他**

(1) 申請書提出先（上記５）及び東御市商工会（電話７５－５５３６）でも、申請書の作成相談支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

ご不明の点がございましたら、下記お問合せ先までお問い合せください。

◇ お問い合わせ先 ◇

東御市商工観光課商工労政係　TEL 0268-64-5895